

高福第1183-1号

令和4年2月4日

高齢者福祉施設等の管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田正寿

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
配分を希望する場合の手続きについて（通知）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について（別紙及び質疑応答集の追加・修正）」（令和3年12月24日付け（令和4年1月21日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）が発出され、質疑応答集 Q.23 において高齢者施設等が経口抗ウイルス薬の配分を希望する場合の手続き等が示されました。

高齢者施設において、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（商品名：ラゲブリオ）を入手するためには、予めラゲブリオ登録センターへの登録が必要です。配分を希望する施設は、同事務連絡及び下記事項を確認の上、登録用仮コードを申請してください。

記

1 配分対象施設

介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

2 経口抗ウイルス薬の使用条件

- ・ 配分を受けられるのは、施設に勤務する医師が投与する場合に限ります。
- ・ 併設医療機関やその他の医療機関の往診等により投与する場合は、当該医療機関が発注した経口治療薬を使用します。

3 経口抗ウイルス薬入手までの大まかな流れ

- (1) 配分希望施設は、登録センターへの登録の際に必要な登録用仮コードの付与を、県に直接申請する。（※既に保険医療機関コードをお持ちの場合は（4）からスタート。）
- (2) 県は、各施設からの登録申請を取りまとめ、厚生労働省を経由して、登録センターに、配分希望施設のリストを送付する。
- (3) 登録センターから直接施設に登録用仮コードが通知される。（申請の際に記載したメールアドレス宛に送付予定。）
- (4) （3）で入手したコードを使用し、施設が直接登録センターに発注する。
- (5) 原則、発注後1、2日程度（日曜祝日除く）に納品される。

4 登録用仮コードの申請手続き

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の配分を希望する対象施設は、以下のURL又は二次元バーコードから「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスし、必要事項を入力の上、申請してください。（当面は、随時申請を受け付けます。）

（※既に介護療養型医療施設や介護医療院で保険医療機関コードをお持ちの場合はこの手続きは不要です。直接ラゲブリオ登録センターでの登録をお願いします。）

URL：

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=30813



5 その他留意事項

- ・ 別添「（令和4年1月24日付け事務連絡）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の高齢者施設等における活用について」を参照してください。
- ・ 対象施設でない高齢者施設は経口治療薬の配分を受けることはできません。
- ・ 在庫としての発注はできません。投薬対象となる方が発生した場合に申請をお願いします。

- 併設医療機関やその他の医療機関の往診等により、高齢者施設等の入所者に本剤を投与する場合には、当該医療機関が保健医療機関コードを用いてラゲブリオ登録センターに登録し、発注することとなります。
- 投薬後の定期的なフォローアップ、及び製造販売業者が行う調査への協力をお願いします。

担 当 施設・事業者指導担当

電 話 048-830-3254

メール a3240-22@pref.saitama.lg.jp

〈ラゲブリオ登録センター〉

電話番号：0120-682-019

受付時間：9:00～17:30（土日祝日・メーカー休日を除く）

<https://www.msdconnect.jp/>